

うなぎ稚魚漁業の制限措置及び許可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

その1

- (1) 漁業種類 かぐら網漁業（利根川においてふくろ網によりうなぎの稚魚をとることを目的とする漁業をいう。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和7年12月1日から令和8年4月30日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき 漁業者の数
1	共同漁業権内共第11号及び内共第12号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域（規則第36条第2項に定める区域を除く。）並びに黒部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿の境界線に至る地先の千葉県水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	4人
2	共同漁業権内共第12号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町の境界線から下流の千葉県水域（北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点及び北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点の見通し線と北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の点及び北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯35度44分9秒	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	46人

	東経140度49分36秒の点、北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点、北緯35度44分25秒東経140度49分1秒の点、北緯35度44分37秒東経140度48分35秒の点、北緯35度44分52秒東経140度48分8秒の点、北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点及び北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）		
--	---	--	--

その2

- (1) 漁業種類 ふくろ網漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和7年12月1日から令和8年4月30日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき 漁業者の数
1	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	7人
2	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から500メートル以内	長生郡一宮町又は長生村内に住所を有し、かつ、採捕し	3人

	の水域に限る。)を含む。)の水域	たうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
--	------------------	------------------------------------	--

その3

- (1) 漁業種類 ひき網漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和7年12月1日から令和8年4月30日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき 漁業者の数
1	利根川河口堰管理橋下流端及び黒部川大橋上流端から香取郡東庄町と銚子市との境界までの利根川（千葉県水域（規則第36条第2項に定める区域を除く。）に限る。）並びに黒部川水門下流端から下流の黒部川の水域	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	3人

その4

- (1) 漁業種類 すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業に限る。）
- (2) 許可をすべき漁業者の数 下表のとおり
- (3) 操業区域 下表のとおり
- (4) 漁業時期 令和7年12月1日から令和8年4月30日まで
- (5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき 漁業者の数
1	共同漁業権内共第11号及び内共第12号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域（規則第36条第2項に定める区域を除く。）並びに黒	銚子市又は香取郡東庄町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売す	20人

	部川の水域のうち銚子市富川町と同市忍町との境界線から香取郡東庄町笹川いと同町新宿との境界線に至る地先の千葉県水域	るものと認められる者	
2	横芝堰から下流の栗山川（支派川（分岐点から500メートルまでの水域に限る。）を含む。）及び大布川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	匝瑳市、香取市若しくは山武市又は香取郡多古町若しくは山武郡芝山町若しくは横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	129人
3	清水堰から下流の南白亀川（支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	長生郡白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	107人
4	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限る。）を含む。）、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流500メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径300メートル以内の海域	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	170人
5	横渚橋下流端から40メートル下流の潮止堰から下流の加茂川、東条大橋下流端から320メートル下流のゴム引布製起伏堰から下流の待崎川並びに鴨川市及び南房総	鴨川市又は南房総市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	76人

	市（旧白浜町、旧千倉町、旧丸山町及び旧和田町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域		
6	小櫃堰から小櫃橋下流端までの小櫃川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	木更津市、君津市又は袖ヶ浦市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	２８人
7	五井大橋下流端から下流の養老川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域	市原市又は夷隅郡大多喜町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	５人
8	共同漁業権共第５７号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線から同市名洗町と同市西小川町との境界線に至る漁場の区域及び共第５６号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０人
9	共同漁業権共第５４号、共第５５号及び共第５６号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	旭市若しくは匝瑳市又は山武郡横芝光町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	９４人
10	共同漁業権共第５０号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に	いすみ市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を	８人

	流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
11	共同漁業権共第５２号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	山武市若しくは大網白里市又は山武郡九十九里町若しくは横芝光町若しくは長生郡一宮町、長生村若しくは白子町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３７人
12	共同漁業権共第４０号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の水域	鴨川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３５人
13	駒込堰から下流の新川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	６０人
14	加勢橋下流端から下流の木戸川の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	山武市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	８８人
15	大中堰から下流の作田川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	東金市若しくは山武市又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１１８人
16	小沼田堰から下流の真亀川の水域	東金市若しくは大網白里市	５２人

	及び当該河川の河口の中心点から半径 3 0 0 メートル以内の海域	又は山武郡九十九里町内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
17	殿里橋下流端から下流の堀川の水 域及び当該河川の河口の中心点か ら半径 3 0 0 メートル以内の海域	大網白里市内に住所を有し、 かつ、採捕したうなぎの稚魚 を適正な流通の枠組みのもと で販売するものと認められ る者	3 0 人
18	松潟堰から下流の一宮川（支派川 （分岐点から 5 0 0 メートル以内 の水域に限る。）を含む。）の水域	長生郡一宮町又は長生村内 に住所を有し、かつ、採捕し たうなぎの稚魚を適正な流 通の枠組みのもとで販売す るものと認められる者	1 9 人
19	松潟堰から下流の一宮川（支派川 （分岐点から 5 0 0 メートル以内 の水域に限る。）を含む。）の水域 及び当該河川の河口の中心点から 半径 3 0 0 メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町内 に住所を有し、かつ、採捕し たうなぎの稚魚を適正な流 通の枠組みのもとで販売す るものと認められる者	4 5 人
20	小糸川人見堰から下流の小糸川 （支派川（分岐点から 5 0 0 メー トル以内の水域に限る。）を含む。） の水域	君津市又は富津市内に住所 を有し、かつ、採捕したうな ぎの稚魚を適正な流通の枠 組みのもとで販売するもの と認められる者	9 人
21	亥鼻橋下流端から下流の印旛放水 路の水域	千葉市内に住所を有し、か つ、採捕したうなぎの稚魚を 適正な流通の枠組みのもと で販売するものと認められ る者	5 人
22	館山市内に河口を有する河川（河 口から上流 5 0 0 メートル以内の 水域に限る。）の水域及び当該河川 の河口の中心点から半径 3 0 0 メ	館山市内に住所を有し、か つ、採捕したうなぎの稚魚を 適正な流通の枠組みのもと で販売するものと認められ	1 0 人

	一トル以内の海域	る者	
23	旭市及び匝瑳市（旧野栄町の区域に限る。）の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びに当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	旭市又は匝瑳市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	７８人
24	富津市富津の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１０人
25	富津市青木又は同市西川の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	３人
26	共同漁業権共第５７号（令和５年９月１日免許）の漁場の区域のうち基点北２２号の点から銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界線に至る漁場の区域内に流入する河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１１人
27	吾妻橋下流端から下流の岩瀬川の水域	富津市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	４人

その５

- （１）漁業種類　すくい網漁業（船舶を使用しないで行う漁業を除く。）
- （２）許可をすべき漁業者の数　下表のとおり
- （３）操業区域　下表のとおり

(4) 漁業時期 令和7年12月1日から令和8年4月30日まで

(5) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格	許可をすべき 漁業者の数
1	共同漁業権内共第12号（令和5年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市富川町と同市忍町の境界線から下流の千葉県水域（北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点及び北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点の見通し線と北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の点及び北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点の見通し線に挟まれた水域にあっては、北緯35度44分9秒東経140度49分36秒の点、北緯35度44分20秒東経140度49分38秒の点、北緯35度44分25秒東経140度49分1秒の点、北緯35度44分37秒東経140度48分35秒の点、北緯35度44分52秒東経140度48分8秒の点、北緯35度45分21秒東経140度47分24秒の点及び北緯35度45分15秒東経140度47分16秒の各点を順次結んだ線と公有水面と陸地との境界線によって囲まれた水域に限る。）	銚子市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	1人
2	潮止堰から下流の夷隅川（旧夷隅川残存水面及び支派川（分岐点から500メートル以内の水域に限	勝浦市若しくはいすみ市又は夷隅郡大多喜町若しくは御宿町内に住所を有し、か	1人

	る。)を含む。)、三軒屋川、江場土橋下流端から下流の江場土川、文塚橋下流端から下流の塩田川並びに勝浦市、いすみ市及び夷隅郡御宿町の区域内に河口を有する河川（河口から上流５００メートル以内の水域に限る。）の水域並びにこれらの河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	つ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	
3	市川橋下流端から下流の共同漁業権内共第１１号（令和５年９月１日東京都知事免許）の漁場の区域（市川市地先の千葉県水域に限る。）及び市川市内の水路の水域	市川市内に住所を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	５人
4	松潟堰から下流の一宮川（支派川（分岐点から５００メートル以内の水域に限る。）を含む。）の水域及び当該河川の河口の中心点から半径３００メートル以内の海域	長生郡一宮町又は睦沢町に住居を有し、かつ、採捕したうなぎの稚魚を適正な流通の枠組みのもとで販売するものと認められる者	１人

2 許可を申請すべき期間

令和７年９月１６日から１０月１５日まで